

指定障害児通所支援事業所 管理者 様

堺市 健康福祉局障害福祉部
障害福祉サービス課長

児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援における
支援プログラムの作成及び提出について

平素は、本市障害福祉行政の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

令和 6 年度報酬改定において、児童発達支援、放課後等デイサービス及び居宅訪問型児童発達支援（以下「児童発達支援等」という。）の総合的な支援の推進及び事業所の提供する支援の見える化を図ることを目的として、新たに、5 領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」との関連性を明確にした事業所等における支援の実施に関する計画（以下「支援プログラム」という。）の作成及び公表が求められることになりました。未公表の場合は、支援プログラム未公表減算が適用されます。

つきましては、下記の支援プログラムの公表状況に関する届出書を提出いただきますようお願いいたします。

また、堺市ホームページでの公表を希望する場合は、支援プログラムも提出願います。後日、堺市ホームページにおいて公開させていただきます。

※堺市ホームページ (<https://www.city.sakai.lg.jp/>) 右上の検索ボックスに「障害のある子ども」で検索⇒「児童福祉法に基づく障害児支援に関する事業者指定」⇒「障害児通所支援事業所における支援プログラムについて」を参照してください。

記

1 対象事業所

堺市から指定を受けている児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所並びに居宅訪問型児童発達支援事業所

2 提出書類

支援プログラムの公表状況に関する届出書
支援プログラム（堺市ホームページでの公表を希望する場合）

3 提出期限

令和 7 年 6 月 30 日（月） 17:00 まで

4 提出方法

堺市電子申請システムにより提出してください（初めて本システムを利用する場合は、利用者登録が必要）。

○リンク先：

<https://lgpos.task-asp.net/cu/271403/ea/residents/procedures/apply/c1855e87-6373-4de4-8bed-ff84be9b986f/start>

※上記リンク先アドレスにアクセスし、提出書類を提出してください。なお、アクセス可能期間は、令和7年5月23日9時から6月30日17時00分までですので、注意してください。

※一法人で複数の事業所番号をお持ちの場合は、堺市で指定を受けているすべての事業所番号ごとに申請をしてください。

※電子申請システムの利用者登録に関する質問にはお答えいたしかねます。電子申請システムの「ヘルプ」又は「よくあるご質問」を確認の上、御利用ください。

【問合せ先】

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

健康福祉局 障害福祉部

障害福祉サービス課 事業者係

TEL : 072-228-7510 FAX : 072-228-8918

電子メール : jigyoshosui@city.sakai.lg.jp